

横浜市スポーツ医科学センター
指定管理者 申請要項

令和2年6月

横浜市健康福祉局保健事業課

<目次>

1	指定管理者制度の趣旨	1
2	選定の概要	1
	(1) 対象施設	1
	(2) 指定期間	1
	(3) 指定管理者の選定及び選定	1
	(4) 施設の休館等	1
	(5) 問合せ先	2
3	指定管理者が行う業務	2
4	センターの概要	2
	(1) 施設の設置目的	2
	(2) 目的達成の手段	2
	(3) 職員の配置及び経費等（実施事業を支える体制）	3
	(4) リスク分担の考え方	5
	(5) 業務実施上の留意事項	6
5	申請及び選定に関する事項	12
	(1) 選定スケジュール	12
	(2) 申請手続について	12
	(3) 審査及び選定の手続について	13
	(4) 申請書類について	15
	(5) 申請条件等について	16
6	協定及び準備に関する事項	18
	(1) 協定の締結	18
	(2) 協定の主な内容	18
	(3) 準備業務	19
	(4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更	19
	(5) 指定取消及び管理業務の停止等	19
	(6) 鶴見川多目的遊水地について	21

1 指定管理者制度の趣旨

多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されたことで、それまで公共団体等に限定されていた「公の施設」の管理運営について、企業及びNPO法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

横浜市スポーツ医科学センターは、平成18年度から公募による指定管理者の選定を行ってきました。令和3年4月から管理運営を行う指定管理者の選定方法を検討した結果、当該施設は横浜市指定管理者制度運用ガイドラインの非公募要件である「極めて高度の専門性を要し、利用者等との関係性の維持が極めて重要であること」などに合致することから、令和3年4月から5年間の指定管理者の選定にあたり、現指定管理者である横浜市スポーツ協会を前提として、非公募による選定手続きを実施します。

2 選定の概要

(1) 対象施設

横浜市スポーツ医科学センター（以下「センター」という。）

(2) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

(3) 指定管理者の選定及び指定（「5 申請及び選定に関する事項」参照）

横浜市は、「横浜市スポーツ医科学センターの指定管理者の指定に関する要綱」に基づき申請を受け付け、「横浜市スポーツ医科学センター条例」（以下「条例」という。）第17条第1項に基づき設置される「横浜市スポーツ医科学センター指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）の意見を尊重して、指定管理者の候補者の選定を行います。

その後、市会の議決を経て、指定管理者として指定します。

(4) 施設の休館等

センターは、令和5年度に天井脱落対策工事が予定されており、工事期間中は、アリーナ、プール等の施設を運営することができなくなります。

工事期間等の詳細が決まり次第、工事期間中の施設運営及び指定管理料の取扱い

等について横浜市と指定管理者で協議します。

また、大アリーナについては、天井脱落対策工事と同時期にスプリンクラーの設置工事を予定しています。

(5) 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市健康福祉局保健事業課 スポーツ医科学センター担当（市庁舎 15階）

電話 045 (671) 2451 Fax 045 (663) 4469

E-mail kf-sokatsu@city.yokohama.jp

3 指定管理者が行う業務

条例第2条に規定する事業の実施に関すること。

（詳細は、以下を参照してください。）

4 センターの概要

(1) 施設の設置目的

センターは、「スポーツを疾患の予防及び治療等に役立てることにより、市民の健康づくりの推進、スポーツ振興及び競技選手の競技力の向上を図るため」に設置される施設です。（条例第1条）

(2) 目的達成の手段

上述の目的を達成するために、次のことを実施します。具体的な実施事業は次項の通りです。（詳細は、「業務の基準」を参照）

ア 施設の運営に関する業務

- (ア) 総合受付
- (イ) スポーツプログラムサービスの提供
- (ウ) 外来診療及び医事業務
- (エ) 競技選手の競技力向上
- (オ) 指導者の養成・研修
- (カ) スポーツ医科学に関する情報収集・提供、広報及び研究
- (キ) センターの諸施設の提供
- (ク) 自主事業

イ 施設の維持管理に関する業務

- (ア) 施設・設備機器の保守管理業務
- (イ) 清掃業務
- (ウ) 什器・備品管理業務
- (エ) 保安警備業務
- (オ) 環境衛生管理業務
- (カ) 廃棄物処理運搬業務
- (キ) 関係法令に則った点検業務

ウ その他の業務

- (ア) 急病、緊急時の対応
- (イ) 遺失物・拾得物の処置・保管業務
- (ウ) 事業計画、事業報告及び自己評価に関する業務
- (エ) 安全管理に関する取組み
- (オ) 個人情報の取扱い、情報公開に関する業務
- (カ) 市が実施する行事及び業務への協力
- (キ) 関係機関との連絡調整等
- (ク) その他

(3) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

ア 職員配置

管理運営責任者として、センター長を1名配置することとします。またスポーツプログラムサービスの提供や外来診療などセンターの業務を行うにあたり、必要な能力のある職員を配置する必要があります。「業務の基準」を参照のうえ、必要な常勤・非常勤職員を配置し、開館時間内すべてにわたり施設の運営に支障の無いよう業務形態を定めることとします。

また、中長期的視点で職員の人材育成と確保ができる雇用環境の創出に務めることとします。

イ 指定管理料

センターの運営に係る人件費、事業費、事務費及び管理費等の経費に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視及び修繕を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、申請の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月

1日から翌年3月31日まで)ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します(予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります)。指定管理料の支払い時期及び方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等(開館日数や開館時間の変更等を含む)に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営が、本申請要項や協定で定めた水準に満たなかった場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。指定管理料減額の基準及び手続き等については、協定で定めます。

ウ 賃金水準の変動への対応

提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、2年目以降の指定管理料に反映していきます(以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という)。

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置予定人数を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

賃金水準スライドの詳細については、別添「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」を参照してください。

エ 修繕等

建物、設備及び備品等の修繕並びに高額医療機器等の更新については、1件あたり100万円、年間合計1,500万円の範囲内(指定額)で、指定管理者が負担します。年間1,500万円を超える修繕については、横浜市の責任において対応します。

オ センターの運営収入

(ア) 利用料金収入・・・横浜市スポーツ医科学センター条例第14条で定める利用料金
(スポーツプログラムサービス、スポーツ外来、施設貸出 等)

(イ) 自主事業による収入

(ウ) その他目的外使用に伴う収入 等

(4) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表のとおりとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者			
		市	指定管理者	分担(協議)	指定管理者(負担限度付)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○			
	それ以外のもの		○		
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加	○			
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○		
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○		
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○	
税制変更	消費税(地方消費税を含む)率等の変更			○	
	法人税・法人住民税率等の変更		○		
	事業所税率等の変更			○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○			
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○		
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○			
	指定管理者の発案による期間中の変更			○	
組織再編行為等	指定管理者の組織再編行為等により市に発生する費用※1		○		
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○		
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○	
	それ以外のもの		○		
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	それ以外のもの			○	
施設等の損傷及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置した設備・備品		○		
	それ以外のもの (上段：一件当たり、下段：年間合計)				100万円 1,500万円
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○	
申請要項	申請要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○			

等					
不可抗力 ※2	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○			
	不可抗力による管理運営の中断			○	

- ※1 ア 次期指定管理者の指定のために開催する選定評価委員会の委員に支払う謝金等の費用
イ 組織再編行為等への対応のために必要となった弁護士等の専門家への相談に要する費用

※2 不可抗力

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動及びストライキ等

(5) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- (ア) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (ウ) 横浜市スポーツ医科学センター条例（平成9年10月条例第59号）
- (エ) 横浜市スポーツ医科学センター条例施行規則（平成9年12月規則第119号）
- (オ) 医療法（昭和23年7月法律第205号）
- (カ) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (キ) 横浜市個人情報保護に関する条例（平成17年2月条例第6号）
- (ク) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月条例第6号）
- (ケ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び雇用保険法等）
- (コ) 建物・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (サ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律及び地球温暖化の推進対策に関する法令等）
- (シ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- (ス) 市の計画・施策等
- (セ) その他関連する法規

イ センター及びセンターに附属する設備の維持保全及び管理について

センター及びセンターに附属する設備・備品についてその状態を良好かつ清潔に保ち、施設利用者が快適で安全に利用できるように適正な維持保全及び管理を行うこととします。

他施設（新横浜公園の総合競技場及び屋内プール）との共用部分の施設・設備についても、施設間で取り交わす覚書等に従い施設・設備の維持保全及び管理を行います。

(ア) センター及びセンターに附属する設備の維持保全及び管理

指定管理者は、別に市が定める方式に則り、施設・設備の点検（関係法令に則った法令点検、機能維持点検及び巡回・確認）を実施し、施設を適切に利用可能かどうかを把握します。施設・設備の破損又は汚損が発生した場合には、必要に応じて速やかに市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じます。

(イ) センターの管理全般

事故防止、安全管理、衛生管理、清掃等、施設を安全で快適な状態に保つための業務を行うこととします。

ウ 業務の基準・評価について

(ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

(イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上、自己評価を実施することとします。

(ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

センターの指定管理者は、選定評価委員会による評価を受けることとし、これらの結果は横浜市のウェブサイトで公表されます。

なお、指定期間の3年目に受審することを原則とし、横浜市から選定評価委員

会への出席、資料の提出及び報告等を求められたときは、これに応じる必要があります。

(エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

エ その他

(ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。

さらに、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成 12 年 2 月横浜市条例第 2 号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。

また、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応することとします。

(ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- b 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- c 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとし、なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とし、

(エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整え横浜市に適切に報告することとします。

(オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現にセンターを利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(カ) 事業の継続が困難となった場合の措置

a 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとし、その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとし、また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとし、

b 当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとし、

(キ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとし、

(ク) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、

財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(ク) 施設情報の定期的報告

建物・設備の維持保全の状況について、指定管理者が各種点検により確認し、横浜市に報告します。確認及び報告は、横浜市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(コ) 災害等発生時の対応

センター及び新横浜公園の総合競技場及び屋内プールは、現段階では本市防災計画等に帰宅困難者一時滞在施設としての位置づけがあるため、指定管理者はその開設及び運営等に協力していただきます。このため、別途横浜市と「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結のうえ、本市の「指定管理者災害対応の手引き」にしたがい、あらかじめ必要な体制整備等を行う必要があります。

また、現段階では、横浜市防災計画等に位置づけがない場合でも、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

(カ) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

(キ) 自動販売機等について

自動販売機等の設置については、毎年、指定管理者が市へ行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。

なお、自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機等の事業者から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(ク) 横浜市暴団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例の施行（平成24年4月1日）にともない、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

(ケ) 横浜市中心小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、平成22年4月1日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

(リ) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に1回、指定管理者となっている団体（共同事業体においては各構成団体）について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる資料を提出していただく必要があります。

(ル) ウェブサイトについて

a 最低限掲載すべき情報

指定管理者がセンターのウェブサイトを設置する場合には、次の情報を掲載することとします。

(a) 指定管理者名

(b) センターの事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブページのリンク

(c) その他法令等により掲示が義務づけられている事項

b セキュリティ及び情報ウェブアクセシビリティへの配慮

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-3:2016の適合レベルAA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮することとします。

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保し、アクセシビリティに配慮すること。

(レ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供

指定管理者は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に合理的配慮の提供に努めることとします。

(ロ) その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

(テ) その他

その他、記載のない事項については、横浜市長と協議を行うこととします。

5 申請及び選定に関する事項

(1) 選定スケジュール

ア	申請団体決定のお知らせ	令和2年6月10日(水)
イ	申請書類の交付	令和2年6月10日(水)から
ウ	申請書類に関する質問受付	令和2年6月17日(水)から 令和2年6月23日(火)まで
エ	申請書類に関する質問回答	令和2年6月29日(月)頃(予定)
オ	申請書類の受付	令和2年7月10日(金)
カ	審査・選定(面接審査実施)	令和2年7月28日(火)
キ	選定結果の通知・公表	令和2年8月中
ク	第4回市会定例会での議決	令和2年12月下旬
ケ	指定管理者との協定締結	令和3年3月

(2) 申請手続について

ア 申請団体決定のお知らせ

現指定管理者から申請書を提出させることにより、非公募で実施するとともに、その旨を横浜市のウェブサイトに掲載し、広くお知らせします。

イ 申請書類の交付

(ア) 交付日

令和2年6月10日(水)から

(イ) 交付場所

次のウェブページからダウンロード

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kenko/list/ikagakubosyu/ikagakubosyu4.html>

ウ 申請要項等に関する質問の受付

申請要項の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間：令和2年6月17日(水) 午前9時から令和2年6月23日(火)
午後5時まで

(イ) 受付方法：E-Mailで「質問書」(様式8)を健康福祉局保健事業課にお送りください。電話でのお問合せには応じかねますので御了承願います。

(ウ) 提出先 (E-Mail) : kf-sokatsu @city.yokohama.jp

エ 質問への回答

令和2年6月29日(月)(予定)に、次のウェブページで回答を公表します。

[URL:https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kakukatsuyou/kenko/list/ikagakubosyu/ikagakubosyu4.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kakukatsuyou/kenko/list/ikagakubosyu/ikagakubosyu4.html)

オ 申請書類の受付

(ア) 申請書類：「5 (4) 申請手続きについて」を参照

(イ) 受付期間：令和2年7月10日(金)午後5時まで

(ウ) 受付方法：健康福祉局保健事業課スポーツ医科学センター担当まで、ご持参又は記録が残る方法(簡易書留等)で御提出ください(受付期間内必着)。

※送付先 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

健康福祉局保健事業課(市庁舎15階)宛

(3) 審査及び選定の手続について

ア 審査方法

審査は、申請者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理人の出席をお願いします(概ね5名までとさせていただきます)。

面接審査に係る詳細は、申請者に後日お知らせいたします。

イ 選定評価委員会(敬称略)

氏名	所属等
河合 祥雄	順天堂大学名誉教授 等
高橋 正明	群馬パース大学保健科学部教授 等
横溝 三郎	東京国際大学駅伝部総監督
沖野 智子	日本公認会計士協会神奈川県会 公認会計士
大野 和子	横浜市保健活動推進委員 都筑区会長

ウ 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

評 価 項 目		配 点
1	総合的な基本方針・達成目標	10
	指定管理者としての第4期基本方針・達成目標	10
2	第4期事業計画	60
	1 スポーツプログラムサービス（SPS）の実施体制	10
	2 診療体制	10
	3 SPS・診療以外の各種事業への取組	10
	4 スポーツ医科学を通じた各種連携・地域貢献事業	10
	5 研究活動	10
	6 指定管理者による新規提案事項	10
3	職員配置・人材育成	30
	1 職員の確保及び配置体制の考え方	10
	2 職員の人材育成への取組	10
	3 働き方改革に対する取組	10
4	施設管理・運営体制	20
	1 修繕・備品更新に対する取組及び計画	5
	2 建物・設備機器の維持保全並びに管理体制	5
	3 安心・安全に対する取組（防火防災・事故防止体制・緊急時の対応等）	5
	4 市民サービス、業務水準の向上への取組（利用者ニーズの把握・改善活動）	5
5	コンプライアンス体制	15
	1 個人情報保護に対する取組	5
	2 情報公開・人権尊重・環境への配慮に対する取組	5
	3 横浜市の重要施策を踏まえた取組（市内中小企業への優先発注等）	5
6	第4期指定期間における収支計画	15
	1 指定期間中の収支計画	5
	2 収入増に向けた取組	5
	3 コスト削減に向けた取組	5
合 計		150

なお、申請内容が選定評価委員会の定める最低基準（7割）に満たないときは選定されず、申請者に申請内容の補正を指示する場合があります。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

オ 選定結果の通知及び申請書類の公表

選定結果は、申請者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、健康福祉局のウェブページへの掲載等により公表します。

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kenko/list/ikagakubosyu/ikagakubosyu4.html>

なお、指定候補者の申請書類については、原則として、指定の議決後に公表します。

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者として指定します。（令和3年1月下旬予定）

(4) 申請書類について

次の申請書類をアから順に並べ、ファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにした正本を1部、同様にした副本11部を提出してください。いずれも各書類にはページ数及びインデックスを付してください。また、用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

ア 指定申請書（様式1）（横浜市スポーツ医科学センター条例施行規則 別記様式）

イ 事業計画書（様式自由）

ウ 指定管理料提案書及び収支予算書（様式2）

エ 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式 賃-1）

※「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」より

オ 団体の概要（様式3）

カ 役員等氏名一覧表（様式4）及び様式のエクセルデータファイル（CD-R）

キ 欠格事項に該当しない宣誓書（様式5）

ク 定款、規約その他これらに類する書類

ケ 法人にあっては、法人の登記事項証明書

コ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）

サ 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等

シ 税務署発行の納税証明書「その3の3」（法人税・消費税及び地方消費税について未納税額の無い証明書になります。）

ス 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式6）

申請時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況（横浜市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。

セ 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式7）

公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合に、提出の必要があります。

ソ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類

労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

タ 健康保険の加入を確認できる書類

年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

チ 厚生年金保険の加入を確認できる書類

年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

ツ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）

テ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

※ その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求め場合があります。

(5) 申請条件等について

ア 申請者の資格

現指定管理者

イ 欠格事項

次に該当する場合は、申請団体の決定を取消します。

(イ) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

(ウ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。

(エ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

(オ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

(カ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること

(キ) 選定評価委員が、申請しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

(ク) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出いただく「役員氏名一覧表（様式4）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

(ケ) 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

ウ 申請要項の承諾

申請者は、申請書類の提出をもって、本申請要項の記載内容を承諾したものとみなします。

エ 接触の禁止

選定評価委員、横浜市職員その他本件関係者に対して、本件申請について直接・間接を問わず接触を禁じます。

オ 重複申請の禁止

同一案件に対して、複数案の申請を行うことはできません。

カ 申請内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

キ 団体職員以外による、次の行為の禁止

申請にあたって、申請団体の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

(ア) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

(イ) 選定評価委員会の面接審査への出席

ク 申請者の失格

申請者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

(ア) エからキまでの禁止事項に該当するなど、本申請要項に定める手続きを遵守しない場合

(イ) 申請書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

ケ 申請書類の取扱い

申請書類は理由を問わず返却しません。

コ 申請書類の開示

申請書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

その他、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

サ 申請の辞退

正当な理由がある場合に限り、申請書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式9）」を提出してください。

シ 費用負担

申請に関して必要となる費用は団体の負担とします。

ス 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する申請書類の著作権は作成した団体に帰属します。

6 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、横浜市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 協定の主な内容

ア 管理運営業務の範囲及び内容

イ 法令の遵守

ウ 管理運営業務実施上の規定等（第三者への再委託、緊急時の対応及び施設の保全・改修等）

エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則及び光熱水費支払い方法の原則等）

オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項

カ 施設の維持保全及び管理に関する事項

キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項

- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定期間満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

(3) 準備業務

指定期間の開始までに準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

なお、指定管理者が変更になった場合には、次期指定管理者と現在の指定管理者との間で引継ぎ等を行っていただきます。

(4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更

横浜市は、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合には、指定しないことができるものとします。

また、指定から、指定期間開始までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができるものとします。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、センターに係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられます。

ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき

イ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、

- これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
 - エ 本申請要項に定める資格要件を失ったとき
 - オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
 - カ 指定管理者の経営状況の悪化や組織再編行為（会社法第5編に規定する各行為をいう。以下同じ。）等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時
 - キ 指定管理者の指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時
 - ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき
 - ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時
 - コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき
 - サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
 - シ その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとするとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、すでに支出した指定管理料の返還、また横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い、指定管理者の組織再編行為等により発生する横浜市の実費（ア）次期指定管理者の指定のために開催する選定評価委員会の委員に支払う謝金等の費用、（イ）組織再編行為等への対応のために必要となった弁護士等の専門家への相談に要する費用）等を求めることがあります。

なお、指定管理者が横浜市指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に横浜市指名停止等措置要綱に定める措置要件に該当する場合は、指名停止を行います。

(6) 鶴見川多目的遊水地について

センターは、国土交通省が整備している鶴見川多目的遊水地を有効利用するため

に、横浜市が運動公園として整備した新横浜公園内にあるため、新横浜公園の総合競技場及びセンターの駐車場は、台風等の大雨が想定される時は、閉鎖されることがあります。なお、施設そのものは人工地盤上に建設しているため、洪水時にも利用に供することができます。